

生物多様性条約 COP10 AICHI-NAGOYA

青山学院大学国際政治経済学部 教授

(財)地球環境戦略研究機関 特別顧問 小島 敏郎



1 生物多様性条約と特定の種や地域を保全する条約

生物多様性条約は、1992年にブラジルのリテジヤネイロで開催された「国連環境開発会議(地球サミット)」で、各国首脳が参加して署名式が行われた二つの地球環境に関する条約のうちの一つです。それらは、気候変動枠組条約と生物多様性条約です。

生態系の保全と活用のための条約には、最近クマゴロで話題になった「ワシントン条約(絶滅の恐れなる野生動植物の国際取引に関する条約)」や、名古屋市の藤前干潟で議論となった「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」などがあります。これらの条約は特定の生物種を保全することには役立っていますが、特定の生物種の保全を図るだけでは自然生態系を保全することはできないという認識のもとに、生態系、生物種及び生物の遺伝子の保護と活用の包括的な枠組みとして生物多様性条約が生まれました。

2 生物多様性と多様性を尊重する価値観

地球上の生き物は、相互につながりを持ちながら、地球の大気、水、土壌などの生物以外の環境と密接な関係をもって生きています。これらの関係に着目して地球の仕組みを「カケ仔」と呼ぶ人もいます。

例えば、人間は酸素が無ければ生きていけません。地球の大気には火星や金星と違って大量の酸素があるのでしょうか。地球が誕生した時の大気はほとんどが二酸化炭素でしたが、地球に生まれた生物が、光合成によって二酸化炭素を吸収し酸素に代えていったのです。また、太陽の紫外線に直接さらされては、生物は生きていけません。この紫外線を和らげる成層圏オゾン層は、生物が作り出した酸素と太陽エネルギーによって作り出され、これにより、生物が陸上に上がって生活できる環境ができたのです。

また、地球上の生き物は、例えば、食物連鎖や共生関係などによって、相互につながりを持って生きています。人間は、その一部しか解明できていませんが、相互につながりのある生態系の部分を欠落させるようなことがあれば、生物の世界では大きな変化が起きてしまいます。人類は、狩猟採集生活をしていた時代はもとより農耕生活を始めてからも、長い間、自然の恵みに依存して生活してきました。人類には地球の気候を変える力もありませんでしたし、他の生物種を絶滅においやったりすることは稀でした。「多様な生き物がいること」それ自体が人々の暮らしへのリスクの軽減となり、ある種の食べ物が不作や不漁となっても、他の種があれば生き延びていくことができました。

「単一の生物(食べ物)」に依存する社会は効率的ではありますが危機にはもろく、「多様性に富んだ社会」は非効率に見えますが強靱な社会です。人間の社会でも「単一の価値で染め上げた独裁的な社会」は効率的に見えながらもろく、「多様な価値を許容する民主的な社会」は非効率に見えながら強靱な社会です。日本人は、他人と異なることを嫌い「空気」に支配されて行動するといわれていますが、「多様性(Diversity)」は社会の基本的な価値であり、「多様な人種・個人・思想・文化などを尊重しながら社会を構築する」という「価値」の問題でもあります。

3 地球環境問題の時代は文明転換の時代:生物多様性と気候変動

人類は、産業革命以来、化石燃料をエネルギー源とし、科学技術を進歩させて、急激な人口増加と生活水準の向上を達成し、更に加速させて、地球の自然のサイクルを攪乱させる要因となりました。

21世紀が地球環境の時代であるというのは、人為的に、地球に埋まっていた化石燃料を掘り起こして燃焼を通じて二酸化炭素を大気中に放出して、地球の気候を変えているからというだけではありません。急増した人類の食料生産のための農地の拡大や居住空間の拡大は、生き物の棲み家であった森林や沼地等を消滅させて多くの生き物を絶滅においやり、過剰な漁獲は魚類の急激な減少をもたらしています。

生物多様性と気候変動は、森林の減少が温暖化を加速し、温暖化が生物多様性の減少を加速するという関係があるだけではありません。そのもとには、地球のシステムを変えるまで強大になった人類の営みという共通の原因があります。

このような人類の営みは、明らかに持続可能ではありません。埋蔵されている化石燃料、なかんずく石油にも限りがありますし、食料も水も無限に供給できるわけではありません。21世紀の課題は、①資源・エネルギー制約、②環境制約、そ

して③貧困と貧富格差を生み出す人類の統治能力の制約の三つの制約です。これらをいかに解決し、「石油に依存した文明」から「自然のサイクルと共生する文明」を築いていけるかが、人類の持続的な繁栄をもたらすことができるかどうかの鍵です。「技術によって限界を克服する」ということも一つの解決方法ですが、技術はそれをビジネスとして社会に普及していく段階で様々な社会的な軋轢を起こします。技術のイノベーションだけでなく、社会・制度のイノベーションが必要なゆえんです。未来への最大の不確実性は、科学ではなく、人類がどのような未来を選択し行動するかにあります。

4 COP10 AICHI-NAGOYA の課題

(1) COP10 の課題

COP10 では、①ポスト2010年ターゲット、②遺伝子組換え生物に関する補償レジーム(カルタヘンサ議定書)、③遺伝資源の取得と利益配分に関するレジーム(ABS)が、名古屋でのCOPに「先送りされている課題」となっています。このほか、日本は「SATOYAMA イニシアティブ」を提案していますが、各国はそれぞれ自国の関心事を提案し、決議に持ち込もうとするでしょう。

既に「農業と生物多様性」、「森林と生物多様性」、「海洋の生物多様性」、「ビジネスと生物多様性」、「保護地域の拡大」、「生物多様性と気候変動」など、多くの課題が挙がっています。そのほか、「愛玩動物」や「実験動物」の扱いや、クジラやイルカ、そしてクマゴロなど日本が敏感にならざるを得ない課題なども登場するかもしれません。

(2) 生物多様性を保全する形態と手段

生物多様性は、生態系レベル、種のレベル、遺伝子レベルの三つのレベルがあります。これらの3つの生物多様性を保全する形態としては、①生息地保全(自然公園地域、鳥獣保護地域、ラムサル登録湿地など)、②生息地域外保全(動物園・植物園、保護増殖など)、③遺伝子保全(バンクなど)があります。保護の方法には、①捕獲禁止・制限の規制措置、②取引制限(ワシントン条約は国際取引の禁止など)、③外部不経済の内部化措置(水源税、生態系サービスへの支払い(生態系の経済学プロジェクト)、遺伝資源の取得と利益配分など)などがあります。

COP10 では、保護地域や特定種の捕獲制限などの伝統的な自然保護の手法のほか、次のことに注目したいと思います。

第一に、COP10 は条約交渉ですから、南北問題が絡みます。どの条約交渉でも「新規かつ追加的な資金の提供」、「技術の供与・共同開発」、「途上国の能力向上」が争点です。これに、生物は森林と同様に「資源」と認識されていますから「国家の開発の権利」と「主権」が加わります。特に、ABS は注目すべき課題であり、これは「資源である遺伝子に対する国家の主権」と「遺伝子技術の発展」とをどう考えるかに関係しています。食料との関係では、ABS の特別規定のような形でFAO が主導して既に「食料農業植物遺伝資源に関する条約」ができていて、遺伝子を開発する企業に対抗して「農民の権利」がうたわれています。

第二に、経済的な手法の導入です。これまで「Debt for Nature Swap」のように国際的な債務を森林保護と相殺するということが行われていましたが、自然生態系の価値が市場で反映されていないがゆえに外部不経済効果が表れて自然が破壊されているという経済的見地に立って、「生態系サービスに価格付けをする」という気候変動対策において「炭素に価格付けをする」と類似のシステムが考えられています。

第三に、企業活動におけると同時にサプライチェーンにも配慮することです。銀行などの金融業では既に「赤道原則」がありますが、これが浸透していけば、融資を受ける企業は生物多様性に配慮しなければ融資を受けられないということになり、企業活動が変わります。また、サプライチェーンについては、スーパーなどでは並べる商品が生物多様性を損なった商品でないことが必要となり、工場では納入される資材や原材料が生物多様性を損なっていないことが必要となります。

COP10 に合わせて、名古屋市では自治体会議が開催されます。これまでは、「都市会議」でしたが、大都市だけでなく県も参加することになります。都市は、工業製品の生産地であり、食料などの大消費地ですが、それらはもともと都市以外の地域から都市にも取らされたものです。すなわち、都市は、都市だけで成り立つものではなく、都市以外の地域の活動によって成立しているのです。したがって、企業がサプライチェーンへの生物多様性の配慮を行うと同様に、都市も都市に供給されてくる諸々のモノやエネルギーの生産によって生物多様性を損ねていないかに配慮する必要があります。名古屋市の「生物多様性なごや戦略」にはこのような観点が盛り込まれていますが、これを具体的な行動に結び付けていくには、新たな仕組みが必要です。

生物多様性への配慮や生態系サービスの経済システムへの組み込みは、企業行動にも大きな変化をもたらします。

COP10 AICHI-NAGOYA は、時代の転換点を直接認識する機会となるでしょう。